平成２５年（フ）第１２５４号
大阪府松原市上田８丁目７番２―904号
債務者　堤本　弘美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
大分市大字荏隈391番地の３　ＭＫハイツ102
債務者　多田　美香（旧姓安河内）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０３号
沖縄県中頭郡西原町字棚原446番地　比嘉アパート101号
債務者　儀間千枝美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７６８号
東京都羽村市小作台１丁目６番地９パールマンション203
債務者　西田　　仁
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７６９号
東京都羽村市小作台１丁目６番地９パールマンション203
債務者　西田まゆみ
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９５９号
神奈川県藤沢市辻堂元町１丁目２番10号　藤田アパート201
債務者　浪岡　吉郎
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０１２号
横浜市保土ケ谷区仏向町1037―１　ビューコート仏向１―１―409、住民票上の住所横浜市栄区本郷台１丁目25番６号
債務者　海老原俊朗
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３１６号
横浜市中区上野町４丁目131番地
債務者　田中　正美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３３１号
横浜市港北区綱島西３丁目21番19号　ボヌールＫ301号室
債務者　夏山善華こと　張　　善華
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４２５号
大阪府守口市藤田町２丁目７番７―301号
債務者　坂口　裕美（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３５号
大阪市西淀川区野里２丁目８番１号
債務者　前田　理一
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９００号
大阪市生野区新今里５―３―11クリオコート新今里401、住民票上の住所奈良県五條市野原東２丁目５番62号
債務者　辻田　翔太
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３０８号
横浜市中区本牧町２丁目473番地　ファミーユ本牧201号室
債務者　木下　勝徳
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３２６号
横浜市中区三吉町１番地１　栄荘208号室
債務者　望月　　博
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１号
熊本県球磨郡相良村大字深水240番地２
債務者　中村真奈美
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１１号
岡山県新見市高尾1402番地８　池田ＡＰ、旧住所岡山県新見市上熊谷4173番地
債務者　眞壁　憲三
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月17日午後２時
岡山地方裁判所新見支部